

# 雇用就農資金

全国で  
約**4,000**の  
経営体が活用!!

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等(個人・コントラクター等の農業支援サービス事業者を含む)に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

農業者の  
みなさまへ

雇用就農資金  
「雇用就農者育成・独立支援タイプ」のご案内

## ● 助成内容

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を助成します。

- ※1 新規雇用就農者が多様な人材(障がい者等)の場合は年間15万円が加算されます
- ※2 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません
- ※3 事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合には、速やかに中止届を提出してください
- ※4 雇用就農者育成・独立支援タイプは、1経営体当たり新規採択人数は年間5人までかつ3人目以降の助成額は年間20万円(多様な人材の場合、年間15万円の加算)

助成  
金額

**240**万円※  
(年間60万円×4年間)

助成  
期間

**4**年間

## ● 募集期間等

| 募集回 | 募集期間               | 支援対象となる<br>新規雇用就農者の採用日(勤務開始日) | 助成対象期間                |
|-----|--------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 第1回 | 2026年3月4日～4月7日     | 2025年6月1日～2026年2月1日           | 2026年6月1日～2030年5月31日  |
| 第2回 | 2026年6月18日～7月22日   | 2025年10月1日～2026年6月1日          | 2026年10月1日～2030年9月30日 |
| 第3回 | 2026年10月22日～11月25日 | 2026年2月1日～2026年10月1日          | 2027年2月1日～2031年1月31日  |

※募集期間は応募の状況により変更することがありますことをご了承ください。

# 事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で  
詳細をご確認ください！

## 農業法人等の要件

- 1 おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。
- 2 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- 3 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- 4 働きやすい職場環境整備に係る項目（年間総労働時間 2,445 時間以内と規定・休憩所の整備等）の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- 5 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- 6 原則1週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は 20 時間以上で可）。
- 7 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- 8 原則地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。

35 時間未満でも、  
フルタイム勤務の場合等は  
ご相談ください

## 新規雇用就農者の要件

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する **50 歳未満**（採用時点）の者であること。
- 2 **支援開始時点で**、採用（勤務開始）されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- 4 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- 5 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（但し、道府県農業大学校等は除く）



## ● 応募～採択後の流れ

